事務用パソコンにおける業務システムの適合要件

第 2.5 版

令和8年 10 月1日

練馬区企画部情報政策課

1　本書の目的

事務用パソコンを各業務システムの業務用端末として利用する場合は、本書に記載する事務用パソコンの仕様に適合しなければならない。本書において、予め事務用パソコンの仕様を示すことにより、各業務システムにおいて事前に適合性を確認し、システムの稼働における責任の所在を明確化する。

2　運用管理者

(1)　事務用パソコン運用管理者
　　練馬区企画部情報政策課長

(2)　業務システム運用管理者
　　各業務システムを所管する課の情報化責任者

3　ハードウェア要件

以下のすべての機種において、正常に稼働すること。

(1)　ノートパソコン（令和５年度導入機器）
　　富士通　LIFEBOOK U7413/M
　　CPU：Intel Core i5-1350P
　　メモリ：16GB
　　ストレージ：256GB

(2)　タブレット型パソコン（令和５年度導入機）
　　Microsoft　Surface Pro 9
　　CPU：Intel Core i5-1235U プロセッサ
　　メモリ：16GB
　　ストレージ：256GB

(3)　コンバーチブル型（令和６年度導入機）
　　dynabook V83/LX
　　CPU：Intel Core i5-1335U
　　メモリ：16GB
　　ストレージ：256GB

(4)　プリンタ
　　ア　EPSON「PX－S7110」「PX－M7080FX」
　　イ　konica bizhub シリーズ

4　ソフトウェア要件

以下のすべてのソフトウェアがインストールされている状態において、正常に稼働すること。また、将来バージョンアップした場合でも対応が可能であること。

(1)　OS
　　Windows 11 Pro/Enterprise 25H2

(2) Web ブラウザ

Microsoft Edge

Internet Explorer 11

※ エンタープライズモードの利用は可。ただし、事前に情報政策課と協議すること。

(3) マイクロソフトアプリケーション

Microsoft Office Apps for Enterprise

(Excel・Word・PowerPoint・Access・OneNote・Publisher・Outlook)

Microsoft Teams

PowerBI

(4) PDF 関連ソフト

Adobe Reader DC

SkyPDF Professional

(5) ウイルス対策ソフト

Trend Micro ApexOne

(6) RUNTIME

.NET Framework 3.5

.NET Framework 4.7

※ JRE は原則利用不可

※ .NET Frameworks については、定期的に行う Windows アップデートの影響により、バージョンが随時変更となる。最新のバージョンについては情報政策課に確認すること。

(7) その他

・Skysea Client View
・SKYSEA 暗号化オプション
・Fuji Xerox DocuWorks9.1
・Lhaplus
・一太郎ビューア
・RevoWorks
・EVE MA
・Sakura エディタ
・Smartsesame
・総合システムプラグイン

5 セキュリティ要件

(1) ドライブ

ア ローカルドライブへのデータ保存不可（C ドライブ、D ドライブともにユー

ザー権限ではアクセスできない仕様）

イ　マイドキュメントへのデータ保存は可（1 ユーザあたり容量 300MB の制限あり）

ウ　ユーザープロファイルへのデータ保存不可

エ　ネットワーク上の共用ドライブ（課共有フォルダ、全庁共有フォルダ、アーカイブフォルダ）へのデータ保存は可

オ　デスクトップへのデータ保存不可

カ　デスクトップへのショートカットアイコンの作成不可

(2)　ユーザー権限

ア　業務システムはユーザー権限での利用が可能であること

イ　管理者権限はソフトウェアインストール時のみ一時的に付与する

(3)　USB 機器

ア　USB 機器は事前申請により許可されたもののみ接続可

イ　外部記録媒体への書き込みは SKYSEA により制御

ウ　自動再生機能および外部記録媒体からのプログラムの実行を制限

エ　USB ドングルは原則利用不可

(4)　セキュリティアップデート

ア　Windows Update は WSUS サーバにより定期的に配信

イ　TrendMicro ApexOne のパターンファイルは庁内サーバにより随時配信

ウ　セキュリティアップデートは最新版を全端末へ適用するため、業務システムの個別事情による適用除外は行わない

エ　セキュリティアップデートに伴う業務システムの動作不具合については、業務所管課で対応すること

オ　管理者権限を必要とする業務システムのアップデート等作業には事前の申請が必要

(5)　グループポリシー

ア　グループポリシーにより信頼済みサイトへの登録、プロキシ除外の設定を行う場合は、事前に情報政策課と協議すること

イ　業務システムの個別事情によるグループポリシーの変更は行わない

6　ネットワーク要件

事務用パソコンはインターネットおよび住民情報系ネットワークと分離された、LGWAN 系ネットワークに配置する。このためインターネットアクセスおよび住民情報系ネットワークとの通信は原則不可である。

(1)　インターネット

インターネットアクセスは原則不可。インターネットとのアクセスは Revoworks Browser、 Proself を介して行う。

(2)　LGWAN

プロキシを経由しないLGWANアクセスは原則不可。

(3)　ファイアウォール

インターネット系、LGWAN系、住民情報系のネットワークはファイアウォールで分離している。またLGWAN系内の通信もセグメント単位で制御している。

ア　FTP、SSH等の通信は原則不可

イ　特殊ポートの指定は原則不可

(4)　クライアント認証

ア　電子証明書のインストールは可

イ　IPアドレスフィルタリングは可

ウ　MACアドレスの提示は不可

7　業務システム導入時の対応

業務システムの導入にかかる事務用パソコンの設定等、一切の作業は業務所管課が実施すること。

8　故障時の対応

事務用パソコンの故障や不具合による修理、機器交換等は情報政策課が行う。この際、業務システムに必要な個別のソフトウェアの再インストール、設定等の作業は業務所管課で対応すること。

改定履歴

項番	版数	改定日付	改定内容
1	1.0版	平成28年1月4日	初版作成
2	2.0版	平成29年10月1日	3　ハードウェア要件 (1)　ノートパソコン (3)　プリンタ 4　ソフトウェア要件 (1)　OS (3)　Office

			(4)　PDF 要件 (6)　RUNTIME の内容を変更。 4　ソフトウェア要件 (7)　その他 の内容を追加。
3	2.1 版	平成 29 年 12 月 11 日	4　ソフトウェア要件 (6)　RUNTIME の内容を変更。
4	2.2 版	平成 30 年 9 月 1 日	3　ハードウェア要件 (2)　デスクトップパソコン 4　ソフトウェア要件 (1)　OS (3)　Office (4)　PDF 関連ソフト (6)　RUNTIME の内容を変更。
5	2.3 版	令和６年９月１日	1　本書の目的 2　運用管理者 の内容を追加。 3　ハードウェア要件 4　ソフトウェア要件 5　セキュリティ要件 (4) セキュリティアップデート 6　ネットワーク要件 の内容を変更。 7　業務システム導入時の対応 の内容を追加。
6	2.4 版	令和８年４月１日	5　セキュリティ要件 (1) ドライブ (3) USB 機器 の内容を変更。

7	2.5 版	令和８年 10 月１日	３　ハードウェア要件 （4）　ノートパソコン の内容を削除。 ４　ソフトウェア要件 （1）　0S （7）　その他 の内容を変更。 ５　セキュリティ要件 （1）　ドライブ の内容を変更。 ６　ネットワーク要件 （1）　インターネット の内容を変更。